

証券コード 7703

平成29年6月1日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番2号

品川インターシティB棟9階

(本店 大分県佐伯市弥生大字小田1077番地)

川澄化学工業株式会社

代表取締役社長 昌 谷 良 雄

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月21日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区大森北一丁目6番16号
大森東急REIホテル 5階フォレストルーム
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第60期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

＜株主提案（第4号議案から第6号議案まで）＞

第4号議案 定款一部変更の件（経営計画の策定及び公表）

第5号議案 定款一部変更の件（ROE 8 %超達成期限の設定及び公表）

第6号議案 自己株式の取得の件

株主提案（第4号議案から第6号議案まで）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（62頁から65頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、本招集ご通知に際して、株主の皆様に提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ウェブサイトに掲載をさせていただいておりますので、本招集通知の提供書面には記載しておりません。

したがって、本招集通知の提供書面は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.kawasumi.jp>

~~~~~

## (提供書面)

### 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度の経営成績については以下のとおりです。

###### <売上高>

売上高は、国内透析用血液回路など販売が増加しましたが、為替影響、償還価格の引き下げ、国内血液バッグやOEM先への販売減少などにより、前連結会計年度に比べ34億8百万円減の247億26百万円(前連結会計年度比12.1%減)となりました。国内・海外別の売上高につきましては、国内売上高は、前連結会計年度に比べ24億84百万円減の174億34百万円(同12.5%減)、海外売上高は、前連結会計年度に比べ9億24百万円減の72億92百万円(同11.3%減)となりました。

###### <売上総利益・営業利益・経常利益>

原価低減活動や為替影響などにより売上原価は低減しましたが、減収影響などにより、売上総利益は前連結会計年度に比べ12億67百万円減の88億61百万円(同12.5%減)となりました。

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ61百万円減の79億37百万円(同0.8%減)、営業利益は、前連結会計年度に比べ12億6百万円減の9億23百万円(同56.6%減)、経常利益は、前連結会計年度に比べ11億53百万円減の10億23百万円(同53.0%減)となりました。

###### <親会社株主に帰属する当期純利益>

親会社株主に帰属する当期純利益は、当社のタイの連結子会社で過年度法人税等戻入額を計上しましたが、経常利益が減少したことにより、前連結会計年度に比べ51百万円減の11億16百万円(同4.4%減)となりました。

なお、当連結会計年度の期中平均の為替レートは「1米ドル=108.72円」「1ユーロ=118.44円」「1タイバーツ=3.10円」でありました。

次に、当期の部門別業績概況についてご報告申し上げます。

### ＜血液および血管内関連＞

為替影響、国内血液バッグやOEM先への販売減少などにより、売上高は、前連結会計年度に比べ22億79百万円減の111億17百万円（同17.0%減）となりました。セグメント利益は、前連結会計年度に比べ7億92百万円減の8億49百万円（同48.3%減）となりました。

### ＜体外循環関連＞

国内透析用血液回路などの販売が増加しましたが、為替影響や償還価格の引き下げなどにより、売上高は、前連結会計年度に比べ11億29百万円減の136億9百万円（同7.7%減）となりました。セグメント利益は、前連結会計年度に比べ4億13百万円減の74百万円（同84.8%減）となりました。

| 部 門                                   | 第 59 期<br>平成27年4月1日から<br>平成28年3月31日まで |       | 第 60 期<br>平成28年4月1日から<br>平成29年3月31日まで |       | 増減率   |
|---------------------------------------|---------------------------------------|-------|---------------------------------------|-------|-------|
|                                       | 金 額                                   | 構成比   | 金 額                                   | 構成比   |       |
| 血 液 お よ び<br>血 管 内 関 連<br>体 外 循 環 関 連 | 百万円                                   | %     | 百万円                                   | %     | %     |
|                                       | 13,396                                | 47.6  | 11,117                                | 45.0  | △17.0 |
|                                       | 14,738                                | 52.4  | 13,609                                | 55.0  | △7.7  |
| 合 計                                   | 28,135                                | 100.0 | 24,726                                | 100.0 | △12.1 |

## ② 対処すべき課題

10年後の当社グループが目指す姿として、長期ビジョンを定めました。

長期ビジョン：「世界を舞台にオリジナリティで存在感を持つ企業」

競争力の源である技術力・開発力を常に磨き、特定の分野において特長を持った製品を創り出し、グローバル市場に提供し続け、お客様から選ばれる企業を目指してまいります。

中期経営戦略として、長期ビジョンの実現に向けた6つの優先課題を掲げ、平成29年3月期から3年間の施策に取り組んでおります。

### －優先課題－

#### 1. 研究開発力の強化

開発分野を絞り込み専門性を上げ、開発テーマの探索を行なっております。また、開発体制の強化、次世代コア技術の確立に取り組んでまいります。M&A、アライアンスの活用にも取り組んでまいります。

#### 2. 既存事業のキャッシュフローの維持向上

生産体制の抜本的見直しと営業効率の改善およびより良い製品、サービスによる顧客満足の上に取り組んでまいります。

#### 3. グローバル展開の加速

海外販売の強化、グローバル展開の体制強化を進めてまいります。M&A、アライアンスの活用にも取り組んでまいります。

#### 4. 組織力・実行力の向上

意思決定のスピード向上と、強い組織と人材を作り出す基盤構築を進めてまいります。

#### 5. 業務効率化

ダイナミックな発想転換による業務効率化と、グループ全体でのITシステム刷新による効率化を進めてまいります。

#### 6. モチベーション向上

ワークライフバランスの推進をいたします。

## ③ 設備投資の状況

当期において、当社グループは総額20億53百万円の設備投資を行ないました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                       | 第 57 期<br>平成25年度 | 第 58 期<br>平成26年度 | 第 59 期<br>平成27年度 | 第 60 期<br>平成28年度<br>(当連結会計年度) |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 27,625           | 28,408           | 28,135           | 24,726                        |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 552              | 1,835            | 2,177            | 1,023                         |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 606              | 975              | 1,167            | 1,116                         |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 26.53            | 42.66            | 51.49            | 51.16                         |
| 総 資 産 (百万円)               | 42,471           | 45,245           | 43,505           | 43,848                        |
| 純 資 産 (百万円)               | 35,530           | 38,889           | 37,017           | 38,156                        |
| 1株当たり純資産額 (円)             | 1,539.25         | 1,682.79         | 1,678.86         | 1,730.52                      |

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

### ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分             | 第 57 期<br>平成25年度 | 第 58 期<br>平成26年度 | 第 59 期<br>平成27年度 | 第 60 期<br>平成28年度<br>(当期) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 26,758           | 27,729           | 26,931           | 23,289                   |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 1,970            | 1,931            | 1,778            | 328                      |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 700              | 1,181            | 1,207            | 126                      |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 30.65            | 51.65            | 53.25            | 5.79                     |
| 総 資 産 (百万円)     | 37,343           | 36,722           | 35,788           | 35,895                   |
| 純 資 産 (百万円)     | 28,601           | 30,447           | 30,166           | 30,098                   |
| 1株当たり純資産額 (円)   | 1,250.75         | 1,331.48         | 1,382.77         | 1,379.66                 |

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                     | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容          |
|---------------------------|----------|----------|------------------|
| カワスミラボラトリーズタイランド<br>(タイ国) | 235百万バーツ | 99.5%    | 医療機器・医薬<br>品の製造  |
| 川澄プラテック株式会社               | 100百万円   | 100.0%   | 射出成形部品の<br>製造・販売 |

(注) 当社は、平成29年4月1日付で、川澄プラテック株式会社を吸収合併いたしました。

### (4) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

| セ グ メ ン ト           | 主 要 品 目                                                                                                        |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 血 液 お よ び 血 管 内 関 連 | 血 液 バ ッ グ<br>成 分 採 血 キ ッ ト<br>輸 液 セ ッ ト<br>血 管 内 治 療 用 カ テー テ ル<br>ス テ ン ト グ ラ フ ト                             |
| 体 外 循 環 関 連         | ダ イ ア ラ イ ザ ー（人 工 腎 臓）<br>血 液 回 路<br>A V F 針（翼 付 動 静 脈 針）<br>血 液 浄 化 用 フ ィ ル タ ー<br>生 理 食 塩 液<br>人 工 心 肺 用 回 路 |

### (5) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

#### ① 当社

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 本 社   | 東京都港区                         |
| 本 店   | 大分県佐伯市                        |
| 支 店   | 東京、名古屋、大阪、福岡                  |
| 営 業 所 | 札幌、仙台、北関東（さいたま市）、岡山           |
| 工 場   | 佐伯（佐伯市）、三重（豊後大野市）、<br>野津（臼杵市） |

② 子会社

|                  |             |
|------------------|-------------|
| カワスミラボラトリーズタイランド | タイ国（本社）     |
| カワスミラボラトリーズアメリカ  | アメリカ合衆国（本社） |
| ナムシントレーディング      | タイ国（本社）     |
| 川澄ブラテック株式会社      | 大分県臼杵市（本社）  |

（注）当社は、平成29年4月1日付で、川澄ブラテック株式会社を吸収合併いたしました。

（6）使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 2,855名  | 137名増       |

（注）使用人数は就業人員数であり、パートおよび嘱託社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 873名    | 10名減      | 39.5歳   | 16.5年  |

（注）使用人数は就業人員数であり、パートおよび嘱託社員は含まれておりません。

（7）主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,948,003株(自己株式1,132,432株含む)
- ③ 株主数 3,275名
- ④ 大株主（上位10位）

| 株主名                                                                                   | 持株数   | 持株比率 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|
|                                                                                       | 千株    | %    |
| 株 式 会 社 ク ラ レ                                                                         | 2,161 | 9.91 |
| 旭化成メディカル株式会社                                                                          | 2,000 | 9.17 |
| テ ル モ 株 式 会 社                                                                         | 1,200 | 5.50 |
| オ リ ン パ ス 株 式 会 社                                                                     | 1,000 | 4.58 |
| エムエルアイ フォー クライアント<br>ジェネラル オムニ ノンコラ<br>テラル ノントリーティー ピービー<br>(常任代理人)<br>メルルリンチ日本証券株式会社 | 783   | 3.59 |
| 日本トラスティ・サービス<br>信 託 銀 行 株 式 会 社<br>(三井住友信託銀行再信託分・三井<br>化学株式会社退職給付信託口)                 | 728   | 3.34 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                                                                   | 725   | 3.33 |
| 森六ホールディングス株式会社                                                                        | 612   | 2.81 |
| 株 式 会 社 伊 予 銀 行                                                                       | 502   | 2.30 |
| 株 式 会 社 大 分 銀 行                                                                       | 502   | 2.30 |

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,132,432株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況（平成29年3月31日現在）

| 会社における地位             | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                      |
|----------------------|---------|------------------------------------|
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)   | 川 野 幸 博 | 会長                                 |
| 代表取締役社長              | 昌 谷 良 雄 | 社長執行役員                             |
| 取 締 役                | 齊 野 猛 司 | 経営企画室担当兼人事部担当常務執行役員<br>経営企画室長兼人事部長 |
| 取 締 役                | 諏 訪 修 司 | 信頼性保証部門担当兼薬事部門担当常務執行役員             |
| 取 締 役                | 白 濱 憲 昭 | 研究開発部門担当上席執行役員                     |
| 取 締 役                | 戸 田 茂   | 総務・経理・システム部担当上席執行役員<br>システム部長      |
| 取 締 役                | 湯 浅 武 史 | 生産部門担当上席執行役員兼川澄プラテック株式会社代表取締役社長    |
| 取 締 役                | 太 田 忠 利 | 営業部門担当上席執行役員                       |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)   | 川 村 滋   |                                    |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)   | 汐 月 鉄 雄 |                                    |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 森 田 徹   |                                    |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 近 藤 安 正 | 近藤公認会計士会計事務所所長                     |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 川原崎 雄 一 |                                    |

- (注) 1. 当社は、平成28年6月23日開催の第59期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役川村滋、汐月鉄雄、森田徹および近藤安正の各氏は任期満了により退任し、全員が監査等委員である取締役役に就任しております。
2. 取締役（監査等委員）川村滋、森田徹、近藤安正および川原崎雄一の各氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）川村滋、森田徹および近藤安正の各氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (1) 取締役（監査等委員）川村滋氏は、金融機関における長年の経験に基づく豊富な知見を有しております。

- (2) 取締役（監査等委員）森田徹氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しております。
- (3) 取締役（監査等委員）近藤安正氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 情報収集の充実に図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査・監督機能を強化するために取締役（監査等委員）川野幸博、川村滋、汐月鉄雄の各氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）川村滋、森田徹、近藤安正および川原崎雄一の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立委員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査等委員に善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額としております。
7. 当事業年度中に生じた取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。
- (1) 平成28年6月23日開催の第59期定時株主総会の終結の時をもって、取締役井関隆氏は任期満了により退任いたしました。
- (2) 平成28年6月23日開催の第59期定時株主総会の終結の時をもって、取締役大井秀雄氏は任期満了により退任いたしました。
8. 平成29年4月1日付で、以下の取締役の担当が変更となりました。

| 会社における地位 | 氏 名     | 担 当                               |
|----------|---------|-----------------------------------|
| 取 締 役    | 齊 野 猛 司 | 経営企画室担当兼人事部担当<br>常務執行役員<br>経営企画室長 |
| 取 締 役    | 諏 訪 修 司 | 信頼性保証・薬事部門担当<br>常務執行役員            |

9. 当社は、平成29年4月1日付で、川澄プラテック株式会社を吸収合併いたしました。それに伴い、取締役湯浅武史氏は、川澄プラテック株式会社代表取締役社長を退任しております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                        | 支 給 人 員     | 支 給 額             |
|----------------------------|-------------|-------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 10名<br>（1名） | 200百万円<br>（1百万円）  |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 6名<br>（4名）  | 66百万円<br>（26百万円）  |
| 監 査 役<br>（うち社外監査役）         | 4名<br>（3名）  | 9百万円<br>（5百万円）    |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 15名<br>（5名） | 276百万円<br>（32百万円） |

- （注） 1. 上記には、平成28年6月23日開催の第59期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。
2. 当社は、平成28年6月23日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査役に対する支給額は移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は移行後の期間に係るものであります。
3. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
4. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成26年6月19日開催の第57期定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成28年6月23日開催の第59期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月23日開催の第59期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月21日開催の第54期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

(ア)取締役（監査等委員）近藤安正氏は、近藤公認会計士会計事務所の所長を兼務しております。なお、当社は近藤公認会計士会計事務所との間には特別の関係はありません。

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

| 会社における地位           | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                       |
|--------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 川 村 滋   | 当事業年度において開催された取締役会13回のうち監査役として3回、監査等委員として9回出席し、また、当事業年度において開催された監査役会2回のうち2回、監査等委員会4回のうち3回出席し、必要に応じ、主に金融機関での経験を生かした発言を行っております。     |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 森 田 徹   | 当事業年度において開催された取締役会13回のうち監査役として3回、監査等委員として10回出席し、また、当事業年度において開催された監査役会2回のうち2回、監査等委員会4回のうち4回出席し、必要に応じ、主に金融機関での経験を生かした発言を行っております。    |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 近 藤 安 正 | 当事業年度において開催された取締役会13回のうち監査役として3回、監査等委員として9回出席し、また、当事業年度において開催された監査役会2回のうち2回、監査等委員会4回のうち4回出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的な観点から発言を行っております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 川原崎 雄 一 | 平成28年6月23日の就任以来、開催された取締役会10回のうち、監査等委員として10回出席し、また、当事業年度において開催された監査等委員会4回のうち4回出席し、企業経営者としての豊富な経験を生かした発言を行っております。                   |

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

#### ② 報酬等の額

|                                          | 支 払 額 |
|------------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                   | 34百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 34百万円 |

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるカワスマラボラトリーズタイランド（タイ国）は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は日本監査役会協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行ないました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役および従業員の法令等の遵守およびリスク管理について

- ア．取締役会は、取締役および従業員の法令等の遵守およびリスク管理についてその執行状況を監督します。また、内部通報制度を設置し、法令等に反する行為の未然防止もしくは早期発見を図ります。内部通報の内容・対応状況については、適宜監査等委員会に報告します。
- イ．取締役会は、反社会的勢力との関係遮断を、企業防衛の観点から必要不可欠なものと捉え、団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないよう取り組みの強化を図ります。

##### ② 取締役の効率的な職務執行の確保と当該職務執行に係る情報の保存等について

- ア．取締役会は、職務権限規程や業務分掌規程等に基づく適切な権限委譲や稟議制度について定め、取締役の効率的な職務執行環境を整備します。
- イ．取締役会は、文書管理規程など必要な諸規程類を定め、主要会議の議事録やその資料および業務執行に係る重要書類や報告書等について適切に保存管理します。

##### ③ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について

- ア．取締役会は、グループ会社を管理する部署および規程類を定め、グループ会社の取締役および従業員の法令等の遵守およびリスク管理についてその執行状況を監督し、適正かつ効率的なグループ会社運営を行います。
- イ．取締役会は、主要なグループ会社に対してはその業容等について、必要に応じて取締役会への報告を求めます。
- ウ．監査等委員会は、複数の常勤監査等委員を配置し、上記１項から３項までの全ての事項について、その実行状況を常時監督できる体制を整備します。

④ 監査等委員会の職務の補助要員の配置と独立性および当該補助要員への指示の実効性について

- ア. 取締役は、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、専任の監査スタッフを配置します。
- イ. 監査スタッフは監査等委員会の指揮命令により業務を行ないます。当該監査スタッフの異動や評価・処遇については予め監査等委員会の同意を得た上で決定します。

⑤ 監査等委員会への報告、費用等の処理および監査等委員会の監査の実効性を確保するその他の体制について

- ア. 当社グループの役員および従業員は、当社監査等委員会の求めに応じて、会社経営および事業運営上の重要事項や業務執行の状況および結果について報告します。
- イ. 当社グループの役員および従業員は、法令等の違反等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第直ちに当社監査等委員または監査等委員会に対して報告します。
- ウ. 当社は、当社グループの監査等委員または監査等委員会へ報告を行なった者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底します。
- エ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- オ. 代表取締役社長は、監査等委員会と適宜に会合をもち意思疎通を図るほか、監査等委員会が実効的な監査を行なうことができる環境を整備します。

⑥ 内部監査の実施と監査等委員会への報告について

- ア. 上記の内部統制システムの整備および運用に関し、内部監査部門が当社グループの内部監査を実施し、監査等委員は取締役の職務の執行状況を監査します。
- イ. 内部監査部門は、監査等委員会と定期的に会合をもち意思疎通を図るほか、監査の実施状況を報告します。また、監査等委員会が必要と認めるときは、適宜内部監査部門に対し報告を求めます。
- ウ. 監査等委員会は、監査部に対し監査依頼ができるほか、不正行為の恐れがある場合には、監査部に対して指揮権を行使します。

エ．内部監査部門の長の異動や評価・処遇については予め監査等委員会の同意を得た上で決定します。

また、当事業年度中における上記体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役会を13回開催し、法令や定款に定める事項に関する決議や業務執行に対する監督を行なうほか、常勤取締役および常勤監査等委員をメンバーとする経営会議を設けて、経営体制や事業構造の改革などのテーマについて審議し、取締役会の意思決定を補完しております。
- ② 監査役会を2回、監査等委員会を4回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性確保のため、実施計画に基づき監査部が内部統制評価を実施いたしました。
- ④ 「関係会社管理規程」に基づき、当社のグループ会社から業務に関する重要事項の報告を受け、その承認を行ないました。また、四半期ごとに定期報告を受け、業務執行状況を確認いたしました。
- ⑤ 当社グループの社員に対し、必要に応じてコンプライアンスに関する教育・指導を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図りました。また、内部通報窓口の運用を通じて、広く情報を入手することで、コンプライアンスの実効性を高めるよう努めました。
- ⑥ 反社会的勢力排除の取り組みとして、契約書への反社会的勢力排除条項の記載を徹底しました。
- ⑦ 常勤監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、執行役員会、内部監査報告会等の重要な社内会議に出席し、業務の執行状況を直接的に確認しました。また、会計監査人、内部監査部門と定期的に情報交換を行ない、相互の連携を図りました。

## (5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成28年6月23日開催の第59期定時株主総会において、「当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）」の更新につきご承認いただいております。

本プランの有効期間は、第60期定時株主総会終結の時までとなりますが、その概要は以下のとおりであります。

### ① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針の概要

当社は、当社の株主のあり方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転をとまなう買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するような行為の中には、その目的等からみて被買収会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量取得行為またはこれに類似する行為を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、このような者に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### ② 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は創業以来の基本理念である「医療を通じて、社会と人々の幸せに貢献する」のもと、医療機器の製造販売に従事し、患者様や医療従事者の方々にその製品を通じて「安心」をお届けする活動により、株主・投資家はじめ全てのステークホルダーの皆様方からのご期待に応えるとともに、企業価値・株主共同の利益の向上を目指した活動を展開しております。

### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、必要な手続を定めています。

また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとしています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の大量取得を行なう場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（以下、これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得にともなって買収者等以外の株主の皆様には当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外有識者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、買収者が本プランに従っており、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合であって、かつ、株主総会の開催が実務上可能である場合には、原則として、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することを予定しています。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

#### ④ 上記各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

ア. 基本方針の実現に資する特別な取り組み（上記②の取り組み）について上記②に記載した企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

イ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（上記③の取り組み）について

（ア）当該取り組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

（イ）当該取り組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと  
当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

i．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

ii．株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を確認するため、第59期定時株主総会において本プランについての議案を上程し、当社株主の皆様のご承認をいただいております。

当社取締役会は、本プランで定めるとおり、原則として、本プランの発動の是非について、株主総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

また、本プランには、その有効期間を約1年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その各有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、①本定時株主総会における委任決議を撤回する旨の決議が行なわれた場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

iii. 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、社外有識者等のみから構成される独立委員会により行なわれることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益にかなうように本プランの透明な運営が行なわれる仕組みが確保されています。

iv. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといたします。

v. 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

vi. 当社取締役の任期は原則1年であること

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年とされており、従って、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

vii. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部                 |               |
|--------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>27,890</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>3,442</b>  |
| 現 金 及 び 預 金        | 15,370        | 支払手形及び買掛金               | 1,687         |
| 受取手形及び売掛金          | 6,475         | リ ー ス 債 務               | 1             |
| 商 品 及 び 製 品        | 3,137         | 未 払 金                   | 801           |
| 仕 掛 品              | 625           | 未 払 費 用                 | 419           |
| 原材料及び貯蔵品           | 1,253         | 未 払 法 人 税 等             | 95            |
| 繰 延 税 金 資 産        | 208           | 未 払 消 費 税               | 45            |
| 前 払 費 用            | 259           | 賞 与 引 当 金               | 267           |
| そ の 他              | 580           | 役 員 賞 与 引 当 金           | 53            |
| 貸 倒 引 当 金          | △19           | そ の 他                   | 71            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>15,958</b> | <b>固 定 負 債</b>          | <b>2,249</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>11,028</b> | リ ー ス 債 務               | 3             |
| 建 物 及 び 構 築 物      | 5,286         | 退職給付に係る負債               | 1,758         |
| 機械装置及び運搬具          | 2,948         | 繰 延 税 金 負 債             | 32            |
| 工 具 器 具 備 品        | 409           | そ の 他                   | 455           |
| 土 地                | 2,138         | <b>負 債 合 計</b>          | <b>5,692</b>  |
| リ ー ス 資 産          | 3             | <b>純 資 産 の 部</b>        |               |
| 建 設 仮 勘 定          | 240           | <b>株 主 資 本</b>          | <b>37,281</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>573</b>    | 資 本 金                   | 6,642         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>4,356</b>  | 資 本 剰 余 金               | 6,462         |
| 投 資 有 価 証 券        | 3,916         | 利 益 剰 余 金               | 25,233        |
| 繰 延 税 金 資 産        | 203           | 自 己 株 式                 | △1,056        |
| そ の 他              | 260           | その他の包括利益累計額             | 471           |
| 貸 倒 引 当 金          | △23           | その他有価証券評価差額金            | 911           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>43,848</b> | 為替換算調整勘定                | △361          |
|                    |               | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △78           |
|                    |               | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>    | <b>404</b>    |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>38,156</b> |
|                    |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>43,848</b> |

# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額  |        |
|-----------------|------|--------|
| 売上高             |      | 24,726 |
| 売上原価            |      | 15,865 |
| 売上総利益           |      | 8,861  |
| 販売費及び一般管理費      |      | 7,937  |
| 営業利益            |      | 923    |
| 営業外収益           |      |        |
| 受取利息・配当金        | 68   |        |
| 持分法投資利益         | 56   |        |
| 作業くず売却収入        | 40   |        |
| その他の            | 48   | 214    |
| 営業外費用           |      |        |
| 支払利息            | 1    |        |
| 為替差損            | 102  |        |
| その他の            | 10   | 114    |
| 経常利益            |      | 1,023  |
| 特別利益            |      |        |
| 固定資産売却益         | 12   |        |
| 投資有価証券売却益       | 25   | 38     |
| 特別損失            |      |        |
| 固定資産除売却損        | 44   | 44     |
| 税金等調整前当期純利益     |      | 1,017  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 77   |        |
| 過年度法人税等戻入額      | △261 |        |
| 法人税等調整額         | 60   | △123   |
| 当期純利益           |      | 1,140  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |      | 24     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |      | 1,116  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                       | 株 主 資 本 |           |           |         |        |
|---------------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--------|
|                                       | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度<br>期 首 残 高                    | 6,642   | 6,462     | 24,444    | △1,056  | 36,492 |
| 当連結会計年度変動額                            |         |           |           |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                           |         |           | △327      |         | △327   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益               |         |           | 1,116     |         | 1,116  |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |         |           |           | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目<br>の当連結会計年度変<br>動 額 ( 純 額 ) |         |           |           |         |        |
| 当 連 結 会 計 年 度<br>変 動 額 合 計            | －       | －         | 788       | △0      | 788    |
| 当連結会計年度末残高                            | 6,642   | 6,462     | 25,233    | △1,056  | 37,281 |

|                                       | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |               |                  |                                 | 非 支 配 主<br>株 持 分 | 純 資 産<br>合 計 |
|---------------------------------------|-----------------------|---------------|------------------|---------------------------------|------------------|--------------|
|                                       | その他有価証<br>券評価差額金      | 為替換算調整<br>勘 定 | 退職給付に係<br>る調整累計額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |                  |              |
| 当連結会計年度<br>期 首 残 高                    | 793                   | △595          | △64              | 133                             | 391              | 37,017       |
| 当連結会計年度変動額                            |                       |               |                  |                                 |                  |              |
| 剰 余 金 の 配 当                           |                       |               |                  |                                 |                  | △327         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益               |                       |               |                  |                                 |                  | 1,116        |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |                       |               |                  |                                 |                  | △0           |
| 株主資本以外の項目<br>の当連結会計年度変<br>動 額 ( 純 額 ) | 117                   | 234           | △13              | 337                             | 12               | 350          |
| 当 連 結 会 計 年 度<br>変 動 額 合 計            | 117                   | 234           | △13              | 337                             | 12               | 1,139        |
| 当連結会計年度末残高                            | 911                   | △361          | △78              | 471                             | 404              | 38,156       |

# 貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部     |        | 負 債 の 部                 |        |
|-------------|--------|-------------------------|--------|
| 科 目         | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
| 流 動 資 産     | 22,029 | 流 動 負 債                 | 4,343  |
| 現 金 預 金     | 11,352 | 買 掛 金                   | 2,879  |
| 受 取 手 形     | 1,317  | 未 払 金                   | 734    |
| 売 掛 金       | 4,942  | 未 払 費 用                 | 212    |
| 商 品 及 び 製 品 | 2,294  | 未 払 法 人 税 等             | 90     |
| 仕 掛 品       | 472    | 未 払 消 費 税               | 45     |
| 原材料及び貯蔵品    | 602    | 賞 与 引 当 金               | 263    |
| 前 払 費 用     | 246    | 役 員 賞 与 引 当 金           | 53     |
| 繰 延 税 金 資 産 | 175    | そ の 他                   | 64     |
| 未 収 入 金     | 346    | 固 定 負 債                 | 1,454  |
| そ の 他       | 277    | 退 職 給 付 引 当 金           | 963    |
| 固 定 資 産     | 13,865 | 長 期 預 り 金               | 445    |
| 有 形 固 定 資 産 | 5,820  | 繰 延 税 金 負 債             | 32     |
| 建 築 物       | 3,171  | そ の 他                   | 13     |
| 構 築 物       | 81     | 負 債 合 計                 | 5,797  |
| 機 械 装 置     | 602    | 純 資 産 の 部               |        |
| 車 輛 運 搬 具   | 2      | 株 主 資 本                 | 29,187 |
| 工 具 器 具 備 品 | 202    | 資 本 金                   | 6,642  |
| 土 地         | 1,740  | 資 本 剰 余 金               | 6,462  |
| リ ー ス 資 産   | 3      | 資 本 準 備 金               | 6,462  |
| 建 設 仮 勘 定   | 14     | 利 益 剰 余 金               | 17,139 |
| 無 形 固 定 資 産 | 566    | 利 益 準 備 金               | 368    |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 564    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 16,771 |
| そ の 他       | 1      | 特 別 償 却 準 備 金           | 7      |
| 投資その他の資産    | 7,479  | 別 途 積 立 金               | 8,710  |
| 投 資 有 価 証 券 | 3,285  | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 8,053  |
| 関 係 会 社 株 式 | 3,989  | 自 己 株 式                 | △1,056 |
| そ の 他       | 227    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 910    |
| 貸 倒 引 当 金   | △23    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 910    |
| 資 産 合 計     | 35,895 | 純 資 産 合 計               | 30,098 |
|             |        | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 35,895 |

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額 |        |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 23,289 |
| 売上原価         |     | 16,128 |
| 売上総利益        |     | 7,161  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 7,113  |
| 営業利益         |     | 47     |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息         | 1   |        |
| 受取配当金        | 72  |        |
| 受取経営指導料      | 222 |        |
| その他の         | 82  | 380    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 1   |        |
| 為替差損         | 60  |        |
| その他の         | 36  | 98     |
| 経常利益         |     | 328    |
| 特別利益         |     |        |
| 固定資産売却益      | 0   | 0      |
| 特別損失         |     |        |
| 固定資産除売却損     | 44  | 44     |
| 税引前当期純利益     |     | 284    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 63  |        |
| 法人税等調整額      | 94  | 157    |
| 当期純利益        |     | 126    |

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |                |                  |              |                  |       |       |                  |
|-------------------------|---------|----------------|------------------|--------------|------------------|-------|-------|------------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金      |                  | 利 益 剰 余 金    |                  |       |       |                  |
|                         |         | 資 本 金<br>資 備 金 | 資 剰 余<br>合 本 金 計 | 利 益<br>準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金  |       |       |                  |
|                         |         |                |                  |              | 特 別 償 却<br>準 備 金 | 別 積 立 | 途 金   | 繰 利 剰 余<br>越 益 金 |
| 当 期 首 残 高               | 6,642   | 6,462          | 6,462            | 368          | 15               | 8,710 | 8,246 |                  |
| 当 期 変 動 額               |         |                |                  |              |                  |       |       |                  |
| 特別償却準備金の取崩              |         |                |                  |              | △8               |       | 8     |                  |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |                |                  |              |                  |       | △327  |                  |
| 当 期 純 利 益               |         |                |                  |              |                  |       | 126   |                  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |                |                  |              |                  |       |       |                  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |                |                  |              |                  |       |       |                  |
| 当期変動額合計                 | －       | －              | －                | －            | △8               | －     | △192  |                  |
| 当 期 末 残 高               | 6,642   | 6,462          | 6,462            | 368          | 7                | 8,710 | 8,053 |                  |

|                         | 株 主 資 本     |         |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等       |                     | 純 資 産 計 |
|-------------------------|-------------|---------|-------------|-----------------------|---------------------|---------|
|                         | 利 益 剰 余 金   | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |         |
|                         | 利 益 剰 余 金 計 |         |             |                       |                     |         |
| 当 期 首 残 高               | 17,340      | △1,056  | 29,388      | 777                   | 777                 | 30,166  |
| 当 期 変 動 額               |             |         |             |                       |                     |         |
| 特別償却準備金の取崩              | －           |         | －           |                       |                     | －       |
| 剰 余 金 の 配 当             | △327        |         | △327        |                       |                     | △327    |
| 当 期 純 利 益               | 126         |         | 126         |                       |                     | 126     |
| 自 己 株 式 の 取 得           |             | △0      | △0          |                       |                     | △0      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |             |         | －           | 133                   | 133                 | 133     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △200        | △0      | △201        | 133                   | 133                 | 133     |
| 当 期 末 残 高               | 17,139      | △1,056  | 29,187      | 910                   | 910                 | 30,098  |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

川澄化学工業株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 淳 一 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 博 嗣 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川澄化学工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川澄化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

川澄化学工業株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 淳 一 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 博 嗣 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川澄化学工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針および各取り組みについては、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告および附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行については指摘すべき事項はなく、その整備および運用についても、継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組み（買収防衛策）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

## 川 澄 化 学 工 業 株 式 会 社      監 査 等 委 員 会

|       |         |   |   |   |       |
|-------|---------|---|---|---|-------|
| 社外取締役 | 常勤監査等委員 | 川 | 村 | 滋 | ㊞     |
| 取 締 役 | 常勤監査等委員 | 川 | 野 | 幸 | 博 ㊞   |
| 取 締 役 | 常勤監査等委員 | 汐 | 月 | 鉄 | 雄 ㊞   |
| 社外取締役 | 監査等委員   | 森 | 田 | 徹 | ㊞     |
| 社外取締役 | 監査等委員   | 近 | 藤 | 安 | 正 ㊞   |
| 社外取締役 | 監査等委員   | 川 | 原 | 崎 | 雄 一 ㊞ |

(注) 当社は平成28年6月23日開催の第59期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。移行以前の状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

## 株主総会参考書類

### ＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への安定的な配当に努めるとともに、新規事業・新製品の開発や、戦略的な設備投資等のための内部留保を充実させ、中長期的な企業価値の向上を図ることを利益配分に関する基本方針としております。

第60期の期末配当につきましては、普通配当として1株につき7円50銭を維持するとともに、本年6月に設立60周年を迎えることを記念して、1株あたり2円50銭を加え、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を含めました年間配当金は、1株につき17円50銭となります。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。  
(普通配当7円50銭、記念配当2円50銭)  
なお、この場合の配当総額は218,155,710円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月23日といたしたいと存じます。

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                     | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                    | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当<br>社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                              | さかや よしお<br>昌 谷 良 雄<br>(昭和28年10月15日生)  | 平成18年4月 当社入社<br>平成18年6月 当社執行役員兼経営企画室長<br>当社常務取締役兼<br>管理部門管掌兼業務部担当<br>平成19年6月 当社取締役専務執行役員兼<br>経営企画室長兼管理部担当兼<br>業務部担当<br>平成22年4月 当社管理部門担当兼生産部門<br>担当<br>平成22年6月 当社代表取締役専務執行役員<br>平成24年10月 当社管理部門担当兼営業部門<br>担当<br>平成26年4月 当社経営企画室担当<br>平成27年4月 当社代表取締役社長執行役員<br>(現任)                                                                         | 43,668株        |
| <b>【候補者とした理由】</b><br>長年当社の経営に携わり、経営全般にわたる高い見識に基づき適切な経営判断が行なわれる<br>ものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。     |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |
| 2                                                                                              | さい の たけ し<br>齊 野 猛 司<br>(昭和37年5月30日生) | 平成20年5月 当社入社<br>平成21年2月 当社海外営業部長<br>平成22年6月 カワスミラボラトリーズ<br>アメリカ（米国）取締役社長<br>執行役<br>平成23年6月 当社執行役員<br>平成23年10月 当社営業第二部長<br>平成24年10月 当社営業部門副担当<br>当社事業企画部長<br>平成26年4月 当社上席執行役員<br>当社営業部門担当<br>平成26年6月 当社取締役（現任）<br>平成28年6月 当社常務執行役員（現任）<br>兼経営企画室長<br>平成28年9月 当社経営企画室担当兼人事部<br>担当兼経営企画室長兼人事部<br>長<br>平成29年4月 当社経営企画室担当兼人事部<br>担当兼経営企画室長（現任） | 10,003株        |
| <b>【候補者とした理由】</b><br>入社以来、当社の営業、事業企画および経営企画に従事しており、幅広い知見が当社の経営<br>に生かされると判断し、引き続き取締役候補者となりました。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |

| 候補者<br>番 号                                                                                  | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                     | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当<br>社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                           | す わ しゅう じ<br>諏 訪 修 司<br>(昭和28年2月14日生)  | 昭和52年3月 当社入社<br>平成3年4月 当社国際部長<br>平成16年4月 当社三重工場長<br>平成16年7月 当社執行役員<br>平成17年6月 カワスミラボラトリーズ<br>タイランド (タイ) 代表取締役<br>役社長<br>平成22年4月 当社上席執行役員<br>当社営業部門担当<br>平成22年6月 当社取締役 (現任)<br>平成23年10月 当社事業企画部長<br>平成24年10月 当社生産部門担当<br>平成25年4月 当社野津工場長<br>平成26年4月 当社研究開発部門担当<br>平成28年4月 当社信頼性保証部門担当兼<br>薬事部門担当<br>平成28年6月 当社常務執行役員 (現任)<br>平成29年4月 当社信頼性保証・薬事部門担<br>当 (現任) | 20,179株        |
| <b>【候補者とした理由】</b><br>長年にわたり当社の業務執行および経営に携わっており、幅広い知見が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者となりました。      |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                |
| 4                                                                                           | しら はま のり あき<br>白 濱 憲 昭<br>(昭和38年3月2日生) | 平成4年1月 当社入社<br>平成18年12月 当社技術統括センター生産<br>技術部長<br>平成22年4月 当社生産統括部長<br>平成23年6月 当社執行役員<br>平成24年10月 当社生産部門副担当<br>平成25年4月 川澄ブラテック㈱代表取締役<br>社長<br>平成26年4月 当社上席執行役員 (現任)<br>当社生産部門担当<br>平成26年6月 当社取締役 (現任)<br>平成28年4月 当社研究開発部門担当<br>(現任)                                                                                                                            | 11,524株        |
| <b>【候補者とした理由】</b><br>入社以来、主に生産・技術開発に携わり、関連する業務執行に対する幅広い見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者となりました。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                |

| 候補者<br>番 号                                                                            | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                    | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                             | 所有する当<br>社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5                                                                                     | と だ しげる<br>戸 田 茂<br>(昭和35年8月11日生)     | 平成25年10月 当社入社<br>当社上席執行役員（現任）<br>当社経営企画室長<br>当社管理部門副担当<br>平成26年4月 当社管理部門担当<br>平成26年6月 当社取締役（現任）<br>平成27年1月 当社経理部長兼システム部長<br>平成27年7月 当社システム部長<br>平成28年6月 当社管理部門担当兼経営企画<br>室長兼システム部長<br>平成28年9月 当社総務・経理・システム部<br>担当兼システム部長（現任） | 10,838株        |
| <b>【候補者とした理由】</b><br>金融機関における豊富な経験と、企画・管理部門における幅広い知見が当社の経営に生かされると判断し、引き続き取締役候補者としました。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                              |                |
| 6                                                                                     | ゆ あさ たけ し<br>湯 浅 武 史<br>(昭和36年4月10日生) | 昭和60年4月 当社入社<br>平成20年1月 当社事業本部事業推進部長<br>平成20年10月 当社薬事部長<br>平成25年10月 当社海外薬事部長兼製品情報<br>管理部長<br>平成26年4月 当社品質保証部長兼製品情報<br>管理部長<br>平成26年6月 当社執行役員<br>平成28年4月 当社生産部門担当上席執行役<br>員（現任）<br>川澄プラテック㈱代表取締役<br>社長<br>平成28年6月 当社取締役（現任）   | 5,133株         |
| <b>【候補者とした理由】</b><br>長年にわたり当社の業務執行に携わっており、幅広い知見が当社の経営に生かされると判断し、引き続き取締役候補者としました。      |                                       |                                                                                                                                                                                                                              |                |

| 候補者<br>番 号                                                                       | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                     | 略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                        | 所有する当<br>社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7                                                                                | おお た た だ とし<br>太 田 忠 利<br>(昭和31年4月8日生) | 平成23年4月 当社入社<br>平成23年7月 カワスマラボラトリーズ<br>タイランド(タイ) 常務<br><br>平成25年2月 同社社長<br>平成25年6月 当社執行役員<br>平成28年6月 当社取締役兼上席執行役員<br>兼営業部門担当兼カワスマ<br>ラボラトリーズタイランド(タ<br>イ) 社長<br><br>平成28年7月 当社取締役営業部門担当上席<br>執行役員(現任) | 6,728株         |
| <b>【候補者とした理由】</b><br>長年にわたり海外事業に携わっており、グローバルな経験が当社の経営に生かされると判断し、引き続き取締役候補者としました。 |                                        |                                                                                                                                                                                                       |                |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成29年3月31日現在の株式数を記載しており、当社役員持株会における本人の持分を含めております。

### 第3号議案 当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策） 継続の件

平成28年6月23日開催の第59期定時株主総会においてご承認をいただきました「当社株券等の大量取得行為に関する対応策（以下「現プラン」といいます。）」は、本総会終結の時をもって終了いたします。

つきましては、株主の皆様に関現プランの継続につき、ご承認をお願いするものであります（以下、継続後の現プランを「本プラン」といいます。）。

なお、ご承認いただいた場合、本プランの有効期限は、第61期定時株主総会終結の時までとなります。

本プランの内容は以下のとおりであります。

#### 一 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、当社の株主のあり方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転をとまう買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するような行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、被買収会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは被買収会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、被買収会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、被買収会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量取得行為またはこれに類似する行為を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、このような者に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

#### 二 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は創業以来の基本理念である「医療を通じて、社会と人々の幸せに貢献する」のもと、医療機器の製造販売に従事し、患者様や医療従事者の方々にその製品を通じて「安心」をお届けする活動により、株主・投資家はじめ全てのステークホルダーの皆様方からのご期待に応えるとともに、企業価値・株主共同の利益の向上を目指した活動を展開しております。具体的には、当社は、当社を支える企業価値の源泉を以下のものと考え、それらを維持・向上させるべく、それぞれについて以下のとおり様々な取り組みを行なっております。

### <事業分野>

当社では、血液および血管内関連事業、体外循環関連事業の2つの事業分野において、医療技術の進展と歩調を合わせ、かつ医療の将来を見据えた中長期的な研究開発活動にこれまで取り組んできた結果、現在では各々の分野で数千アイテムにも及ぶ高品質な製品をお届けしております。特に、血液および血管内関連事業においては、当社の持つ基礎技術を生かしたステントグラフトなどの低侵襲医療分野への取り組みを強化・発展させることなどにより、より幅広い医療領域へと挑戦し、中長期的にみて各々の事業分野についてバランスのとれた成長を実現するべく事業展開を進めております。

### <生産技術>

当社の高品質な製品を支える生産技術・ノウハウは当社の強みであります。「モノづくり」を行なう上では「成型加工」「組立」「滅菌」のコア技術が必要不可欠であります。これらのコア技術のさらなる強化、優位性の確保のためには、これまでに培った経験やノウハウの蓄積に裏付けられ、中長期的な視点から立案された計画に従って、向上策に取組む必要があります。このような計画内容を実現し、合理的生産プロセスの構築と生産管理技術を確立するためには、専門性、経験、ノウハウ等を有する人材の存在が必要不可欠であるところ、当社はかかる取り組みにふさわしい専門性豊かな人材を中長期的に育成し、確保してきております。当社は、こうした生産技術における強みを維持し、より強化する独自の取り組みを不断に継続することで「モノづくりの最適化」の実現を目指しております。

### <研究開発>

医療を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、医療技術の進歩とともに医療機器に求められるニーズもますます多様化する中で、医療機器にはより高い「安全性」と「機能性」が求められております。当社はこれまでに培った専門性や技術の蓄積を活かしつつ、このような医療をめぐる環境の変化を将来まで見据えた上で、安全で有効な医療材料を研究する基礎開発から、医療の現場より求められる製品改良、大学病院や医療機関との共同研究による機能性の高い付加価値製品の開発に至るまで、長期的な視点に立った顧客指向型の開発に努めております。

### <グループ力>

当社は国内工場に加えて、海外生産拠点をタイ国にも有し、高い生産能力で安定した品質の製品を全世界に供給しております。昭和53年に設立したタイ工場はグループ生産戦略においても核となるものであり、国内で培ったコア技術を伝承しグループ間の生産技術交流を通じてその蓄積と強化に努めております。当社の国内外すべての生産拠点では医療機器における品質マネジメントシステムの国際規格であるISO13485を取得し、厳しい品質ニーズに応える体制を整えております。中期的には、当社は、グローバルな事業展開を図っていくため、価格競争力があり安定した品質を提供で

きるタイ工場を中核的生産拠点として重視しており、製品の改良や工程の改善など、さらなる現地化を推進する技術集約型の生産モデルの構築をも視野に入れ、いっそうの充実を図ってまいります。

また、輸液関連市場においては、当社の現地法人により北米市場の足がかりとしての事業展開を図ってまいります。

このように、当社は、世界市場の多様なニーズに対応した競争力のある製品を提供するためにはグループ力を生かした事業展開が必要不可欠であると考えており、そのさらなる強化・発展に努めております。

#### <地域社会とのかかわり合い>

当社は、国内外の生産拠点における地域社会とのかかわり合いこそが、当社の「品質・モノづくり」へのこだわり、患者様・医療従事者の方々へ「安心」をお届けするグローバルな営業活動を支える源であると考え、これまで、地域に根付いた共働関係を大切にし、環境保全活動を積極的に推進する等、地域社会に貢献する姿勢を重視してまいりました。かかる地域重視の姿勢・企業風土は、当社の長年にわたる不断の取り組みによって醸成された独自のものであり、今後もこれまでの伝統的な姿勢を維持し、より発展させていくため取り組んでまいります。

以上のような取り組みを通じて、当社は、当社の成長と発展のために安定した収益創造体質を確立すること、すなわち、社会のニーズに対応する技術力・開発力等を基盤として中長期的な持続型成長を実現することこそが、当社とステークホルダーの皆様方との信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。また、当社では、現在、上記に掲げた企業価値の源泉を維持し発展させていくため、事業面においては、グループ全体の最適化と成長を目指し、経営貢献基準の明確化、市場競争力をベースにした事業構造改革を鋭意進めております。一方、生産技術面においては、当社グループでのモノづくり力（基礎技術）のさらなる強化を図るべく、生産構造の最適化に中長期的に取り組んでおります。

また、当社は、上記諸施策の実行に向けた体制を整備することも当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図る上で不可欠な要素と考え、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。具体的には、当社は経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの責任を明確化するため、執行役員制度の導入および見直しにより、さらなる業務の迅速化・効率化を実現し、業務執行の公正化を図っております。さらに、当社では、経営の健全化を図るべく役員報酬評価委員会を設置したうえ、社外役員による監督機能の強化を図ることで役員の公正中立な職務遂行を担保するべく努めております。

加えて、当社は、平成28年6月23日開催の第59期定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行いたしました。構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の

監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役委任することを可能としたことで、業務執行と監督の分離を進め、経営の意思決定を迅速化し、さらなる企業価値の向上を図っております。

### 三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

#### 1. 本プランの目的

上記のとおり、当社は、長年にわたり築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

しかしながら、前述のとおり、近時においては、当社株式に対する不適切な大量取得行為により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が生じかねない状況となっております。とりわけ、医療機器・医薬品業界における厳しい競争の中、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、先に掲げた企業価値の源泉を踏まえた企業活動を不断に展開していくことが必要であり、当社の株券等の大量取得を行なう者によりこれらが着実に実行されるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。すなわち、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上が図られるためには、当社固有の事業特性や当社および当社グループの歴史を十分に踏まえたうえで、当社の企業価値を生み出している源泉につき適切な判断を行なうことが必要不可欠であると考えます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量取得が行なわれた際に、かかる大量取得行為に応じるべきかを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行なうこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、現プランを本プランとして継続することを決定いたしました。なお、平成29年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の状況（上位10位）」のとおりです。

#### 2. 本プランの内容

##### (1) 本プランの概要

###### (a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得が行なわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとしています（詳細については下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。）。

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の大量取得を行なう場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得にともなって買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(d) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外有識者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(7)「独立委員会の設置」をご参照ください。）の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、買収者が本プランに従っており、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合であって、かつ、株主総会の開催が実務上可能である場合には、原則として、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することを予定しています。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案<sup>1</sup>（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、あらかじめ本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行なう者の株券等所有割合<sup>7</sup>およびその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

---

<sup>1</sup> 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行なう買付者等は、当社取締役会が認めた場合を除き、当該買付等に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会および独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者および（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績（法令違反をしたことがある場合や法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含みます。）その他の経理の状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意（締結日、相手方およびその具体的内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社や当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

---

<sup>9</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

- ⑦ 買付等の後における当社の株主、当社や当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行なうことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行なうべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行なうために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提供を要求した場合）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと独立委員会が認めた日の翌日から起算して原則として最長90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行ないます。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行ないます。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された旨、独立委員会検討期間が開始した旨および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に対する情報開示を行ないます。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行なうものとします。独立委員会が当社取締役会に対して、以下の①ないし③に従った勧告等を行なった場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行ないます。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行ないます。

ただし、独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行なうことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行なうに際し、あらかじめ当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものとします。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当で

ないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行ないます。

ただし、独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行なうことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行なう場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行なうに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行ないます。この場合、独立委員会は、当該延長の理由および延長期間について、速やかに情報開示を行ないます。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行なうものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行なうよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議／株意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行なうものとします。

ただし、当社取締役会は、(i) 買付者等が本プランに定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii) 本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、原則として、独立委員会における手続に加えて、株主総会（以下「株意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認する予定です。

また、当社取締役会は、(i) 独立委員会が上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)①に記載されるとおり、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行なうに際し、あらかじめ当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合で、かつ、(ii) 本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重して、株意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集いたします。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会は、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等についての決議を行なうものとします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施いたしません。買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行なうか、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、当社取締役会において株主意思確認総会を招集する旨の決議を行なった場合または当社取締役会もしくは株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行なった場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会または株主意思確認総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動にかかる手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるか否かについては、原則として独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行なうような行為
  - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- (c) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、もっぱら当社の株価を上昇させて当社株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的による買付等である場合
  - (d) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行なうことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
  - (e) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
  - (f) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない買付等である場合
  - (g) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社の従業員、顧客、取引先その他の当社にかかる利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
  - (h) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の生産技術やノウハウ、グループ力を活用して実現されたブランド力、バランスのとれた事業展開を指向する等の企業文化または当社の従業員等や地域社会との関係を損なうことなどにより、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数
 

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。
  - (b) 割当対象株主
 

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を割り当てます。
  - (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
 

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
  - (d) 本新株予約権の目的である株式の数
 

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得にかかる本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者<sup>10</sup>、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者<sup>11</sup>、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは

---

<sup>10</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等にかかる株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>11</sup> 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）にかかる株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

(V) 上記 (I) ないし (IV) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(VI) 上記 (I) ないし (V) に該当する者の関連者<sup>12</sup> (以下 (I) ないし (VI) に該当する者を「非適格者」と総称します。) は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません (ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記 (i) 項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。  
また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

---

<sup>12</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者 (当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」 (会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。) をいいます。

- ③ ①および②のほか、本新株予約権の取得に関する事項（非適格者から本新株予約権を取得し、その対価として当社株式、新株予約権、社債、金銭その他の財産を交付するか否か、交付する場合の交付する財産の内容に関する事項等を含みます。）については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。
- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (k) 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (l) その他  
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (5) 本プランの継続手続  
本プランは、現プランを継続するものですが、本定時株主総会において下記のとおりお諮りし、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続され、有効期間を本定時株主総会の開催日から1年間とすることを予定しております。

## 記

当社定款第27条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、現プランを継続し、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任していただきます。

### (6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会后1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランにかかる本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行なわれた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行なわれ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行なうのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行ないます。

#### (7) 独立委員会の設置

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行なう機関として、独立委員会を設置します。本プランの継続時点における独立委員会の委員は、社外有識者3名から構成されます（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランの継続時点における独立委員会の委員は別紙2「独立委員会委員略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行ない、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行なうこととします。ただし、当社取締役会は、(i)買付者等が本プランに定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii)本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、原則として、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認する予定です。

#### (8) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成29年5月11日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### 3. 株主の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続にあたって株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続にあたっては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行なわれませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

- (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響  
(i) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行なった場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権にかかる新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、いったん本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2. (2)「本プランの発動に係る手續」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行なった投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

- (ii) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、非適格者の法的権利および経済的側面において不利益が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様が、その有する当社の株式に係る法的権利および経済的側面において格別の損失を被る事態は想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行なわれるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

- (iii) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使にかかる本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行なうための振替口座等の必要事項ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使

に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記（iv）に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の処理を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせず、当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権を行使する場合には、行使の結果交付される当社株式の記録を行なうための振替口座として、特別口座以外の口座をお知らせいただく必要がございますので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、あらかじめ証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

#### （iv）当社による本新株予約権の取得の処理

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の処理に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

また、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得およびその対価、その他本新株予約権の取得に関する事項等について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### 四 上記各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

##### 1. 基本方針の実現に資する特別な取り組み（上記二の取り組み）について

上記二に記載した企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（上記三の取り組み）について

###### (1) 当該取り組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

###### (2) 当該取り組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

###### ① 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

###### ② 株主意思を重視するものであること

上記三1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本プランについての議案を上程し、当社株主の皆様のご意思をお諮りいたします。

本プランは、上記三2. (2)「本プランの発動に係る手続」(e)にて記載したとおり、当社取締役会は、本プランで定めるとおり、原則と

して、本プランの発動の是非について、株主総会において株主の皆様  
の意思を確認することとしています。

また、上記三 2. (6)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて  
記載したとおり、本プランには、その有効期間を約 1 年間とするいわ  
ゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前で  
あっても、当社株主総会において、①本定時株主総会における委任決  
議を撤回する旨の決議が行なわれた場合または②当社取締役会におい  
て本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはそ  
の時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長に  
は、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③ 独立委員会による判断の重視と情報開示

上記三 2. (7)「独立委員会の設置」にて記載したとおり、本プラン  
の発動等の運用に際しての実質的な判断は、社外有識者等のみから構  
成される独立委員会により行なわれることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすること  
とされており、当社の企業価値・株主共同の利益にかなうように本プ  
ランの透明な運営が行なわれる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三 2. (2)「本プランの発動に係る手続」(d)およ  
び上記三 2. (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したと  
おり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設  
定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕  
組みを確保しているものといえます。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

上記三 2. (2)「本プランの発動に係る手続」(c)②にて記載したと  
おり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立し  
た第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、  
コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることが  
できるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公  
正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥ 当社取締役の任期は原則 1 年であること

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は 1 年とさ  
れております。従って、毎年取締役の選任を通じて、本プランに  
つき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

⑦ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記三 2. (6)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載し  
たとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己  
の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取

締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、また任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制は採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員を交替することによりその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、または(ii) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合(ただし、再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行なう(ただし、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。)。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、もっぱら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行なう。
  - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ② 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
  - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④ 自らまたは当社取締役会等を通じた買付者等との交渉・協議
  - ⑤ 代替案の提出の要求
  - ⑥ 独立委員会検討期間の延長
  - ⑦ 本プランの修正または変更にかかる承認
  - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行なうことができると定められた事項
  - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行なうことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会および独立委員会の双方に追加的に情報を提供するように求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提供を求めた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付者等と協議・交渉を行なうものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行なうため、当社または当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行なう。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なうことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

中村 直人（なかむら なおと）

【略歴】

昭和57年10月 司法試験合格  
昭和58年 3 月 一橋大学法学部卒業  
昭和60年 4 月 森綜合法律事務所所属  
平成10年 4 月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー  
平成15年 2 月 中村直人法律事務所開設（現中村・角田・松本法律事務所）

長吉 泉（ながよし いずみ）

【略歴】

昭和43年11月 監査法人東京第一公認会計士事務所設立  
平成 4 年 4 月 学校法人明治大学監事  
平成12年 6 月 当社社外監査役  
平成12年12月 学校法人明治大学理事長  
平成20年 3 月 同大学 理事長 退任

現在 公認会計士

若杉 史夫（わかすぎ ふみお）

【略歴】

昭和28年 3 月 東京大学法学部卒業  
平成 2 年 6 月 信越化学工業株式会社 代表取締役副社長  
平成 9 年 6 月 同社 常任顧問  
平成14年 6 月 同社 常任顧問 退任

現在 一般財団法人 社会保険協会 会長  
一般社団法人 全国年金受給者団体連合会 会長

以 上

## 当社の大株主の状況（上位10位）

平成29年 3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

| 順位 | 株主名                                                                                   | 所有株式数<br>(千株) | 持株比率<br>(%) |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------|
| 1  | 株式会社クラレ                                                                               | 2,161         | 9.91        |
| 2  | 旭化成メディカル株式会社                                                                          | 2,000         | 9.17        |
| 3  | テルモ株式会社                                                                               | 1,200         | 5.50        |
| 4  | オリンパス株式会社                                                                             | 1,000         | 4.58        |
| 5  | エムエルアイ フォー クライアント<br>ジェネラル オムニ ノンコラテラル<br>ノン トリーティー ピービー<br>(常任代理人)<br>メリルリンチ日本証券株式会社 | 783           | 3.59        |
| 6  | 日本トラスティ・サービス信託銀行株<br>式会社<br>(三井住友信託銀行再信託分・<br>三井化学株式会社退職給付信託口)                        | 728           | 3.34        |
| 7  | 株式会社三井住友銀行                                                                            | 725           | 3.33        |
| 8  | 森六ホールディングス株式会社                                                                        | 612           | 2.81        |
| 9  | 株式会社伊予銀行                                                                              | 502           | 2.30        |
| 9  | 株式会社大分銀行                                                                              | 502           | 2.30        |

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,132,432株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. なお、当社の発行可能株式総数は50,000,000株、発行済株式総数は22,948,003株であります。また、平成29年 3月31日現在の株主数は3,275名です。

以 上

＜株主提案（第４号議案から第６号議案まで）＞

第４号議案から第６号議案は、株主様１名からのご提案によるものであります。

#### 第４号議案 定款一部変更の件（経営計画の策定及び公表）

##### １．提案内容

当会社定款に、第38条として下記の条文を加える。

##### 記

（経営計画の策定及び公表）

第38条 当会社は、毎年12月末までに、売上高及び営業利益の目標数値、予想される設備投資、M&A費用等を明示した中期あるいは長期の経営計画を策定し、当会社のホームページにおいて当該経営計画を公表しなければならない。但し、既に策定及び公表している経営計画に基づいて経営を行なっている場合には、上記期限までに、当該経営計画の継続又は変更について検討したうえで、その検討結果及び理由を当会社のホームページにおいて公表するものとする。

##### ２．提案理由

当会社が、平成28年５月13日付で公表した「長期ビジョン、価値観、中期経営戦略」は、株主にとって納得できる内容ではなく、このことは発表後の株価の推移から明らかである。この点について、平成28年６月開催の定時株主総会において、昌谷良雄代表取締役社長は医療機器開発の特殊性を理由として数値目標を定めることの難しさを説明していたが、同業他社は数値目標を明示した中期経営計画を発表しており、また当会社においても平成22年に目標数値を記載した中期経営計画を発表している。昨今のコーポレート・ガバナンス強化の流れ、そして平成27年６月開催の定時株主総会において株価対策について質問を受けた際にも昌谷良雄代表取締役社長が「やはりIRの強化しかないのではないか」と回答していることを踏まえると、数値目標を明示した経営計画の策定及び公表が行なわれるべきと料する。

#### ■第４号議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

経営計画は、当社の経営戦略に直接関わるものであり、当社取締役会において適時かつ柔軟に決定する必要があります。したがって、経営計画の内容、ならびに毎年の方策定および公表等について定款に定めることは、かかる取締役会の適時かつ柔軟な決定に支障を生じさせるおそれがあり、適切ではないと考えます。

なお、当社は、昨年５月13日に、10年後の当社が目指す姿として長期ビジョン、これを達成するために当社の全社員が共有する価値観、および平成29年３月期から平成31年３月期までの中期経営戦略を策定し、公表いたしました。

た。

中期経営戦略は、長期ビジョンの実現に向けた6つの優先課題を掲げ、10年間のファーストステップとして、3年間の施策に取り組んでいくものと位置づけております。厳しい環境の中で生き残り長期的に成長するために、数値目標の設定・達成よりも、構造転換の実現に向けた施策を完遂することを重視したため、中期経営戦略には数値目標をお示ししておりませんでした。

当社取締役会は、今後も、事業環境の変化等を考慮しつつ、適正な時期・方法により経営計画の策定および公表等を行なってまいりますので、定款に本議案のような規定を設けるべきでないと考えます。

## 第5号議案 定款一部変更の件（ROE 8 %超達成期限の設定及び公表）

### 1. 提案内容

当会社定款に、第39条として下記の条文を加える。

#### 記

（ROE 8 %超達成期限の設定及び公表）

第39条 当会社は、当会社のROE（株主資本利益率）が8 %を上回ることを目標の一つとして事業を運営するとともに、当会社のROEが8 %を上回る期限を設定し、当社のホームページにおいて当該期限を公表しなければならない。なお、ROEは、各事業年度における当期純利益を株主資本で除して算定するものとする。

### 2. 提案理由

ROE 8 %超は、経済産業省から平成26年8月に発表された「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」、通称「伊藤レポート」において、「各企業が達成をコミットすべき」とされた数値である。現在、当会社の株式は、市場において一株当たり純資産の半分以下の価格で取引されているが、ROEの低さも株価低迷の一因と考えられる。そのため、ROE 8 %超を目標とし、これを達成することによって株価低迷からの脱却を図るべきと料する。

## ■第5号議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

株主資本利益率（ROE）が重要な経営指標の一つであることは認識しておりますが、定款において、特定の経営指標に関する規定を設けることは、当社取締役会による迅速かつ柔軟な経営方針・経営目標の決定に支障を生じさせるおそれがあり、適切ではないと考えます。

当社といたしましても、株主の皆さまとの対話、情報開示については、コーポレートガバナンス・コードの制定に伴い、当社においてもいっそう重要な課題になっていると認識しております。しかしながら、今後も、当社取締役会が、事業環境に応じて迅速かつ柔軟・適切に当社の経営方針・経営目標を決定していくために、定款に本議案のような規定を設けるべきでないと考えます。

## 第6号議案 自己株式の取得の件

### 1. 提案内容

会社法第156条第1項の規定に基づき、以下の(1)ないし(3)に記載の要領で当会社の自己株式を取得する。

(1) 取得する株式の数

3,000,000株

(2) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額  
金銭により総額25億円

(3) 株式を取得することができる期間

平成29年7月1日より平成30年6月30日

### 2. 提案理由

当社は、平成19年に25億円の第三者割当増資を実施しており、また、その当時よりも純資産や保有現預金が大幅に増加しているにも拘わらず、平成29年4月上旬における当会社の株価は上記第三者割当増資における発行価額717円を下回っており、さらに、保有現金に一年分の営業キャッシュフローを上乗せした程度の時価総額で低迷している。そのため、死蔵している現預金を用いて自己株式の取得を行なうことにより、ROEの向上と、一株当たり利益及び一株当たり純資産の増加を図るべきと思料する。なお、本議案が承認可決された場合には、会社法第165条第1項等に基づいて、市場取引等により自己株式を取得することを求める。

## ■第6号議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、本総会の決議による自己株式の取得には反対いたします。

当社は、中長期にわたる持続的な成長を目指し、将来の成長につながる事業投資を行なうことが、株主共通の利益に資すると考えており、新規事業・新製品の開発や戦略的な設備投資、M&A等のための内部留保を充実させることにより、中長期的な企業価値の向上を図っていく方針です。

また、当社は利益配分に関する基本方針として、株主の皆様への安定的な配当に努めております。株主の皆様に対する利益還元の実施は、当社の重要課題と認識しており、今後も真摯に取り組んでまいります。

自己株式の取得については、株主還元の有効な方法と認識しておりますが、その実施につきましても、取得金額の総額の設定や実施時期等を含め、当社の経営戦略や資本政策に基づき、業績および事業投資の必要性や財務状況等を総合的に勘案して、当社取締役会の責任と判断の下で適時適切に行われることが最善であると考えております。

なお、当社は、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができるよう定款で定めております。

以上

メ 毛

[illegible]

メ 毛

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school writing paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

メ 毛

[illegible]

メ 毛

[illegible]

メ 毛

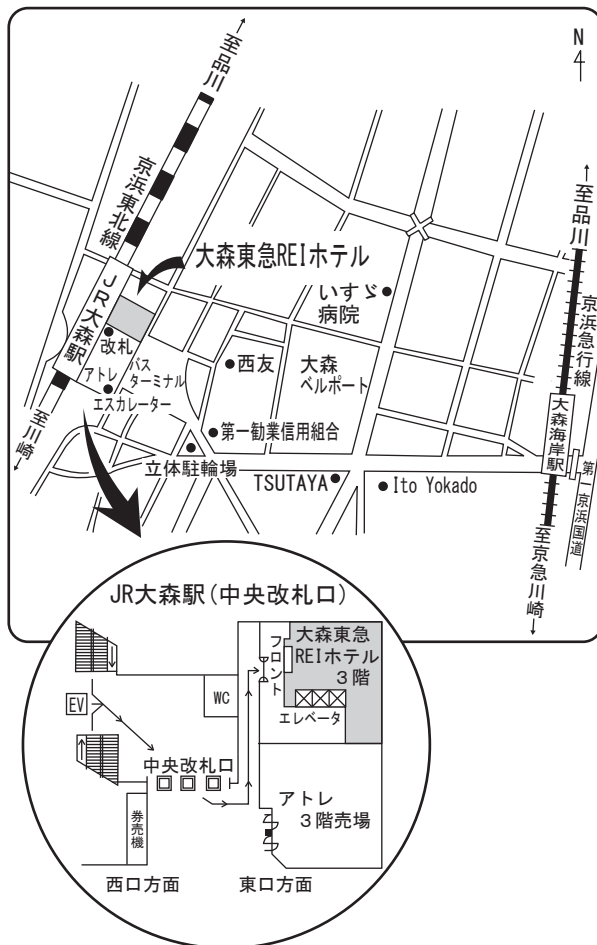
[illegible]

メ 毛

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都大田区大森北一丁目 6 番16号  
大森東急REIホテル 5階フォレストルーム  
☎ 03 (3768) 0109



### 〈交 通〉

J R 京浜東北線／大森駅（中央改札口）下車 大森駅ビル内  
京浜急行線（普通）／大森海岸駅下車 徒歩約10分

株主各位

第60期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

連 結 注 記 表  
個 別 注 記 表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

平成29年6月1日  
川澄化学工業株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kawasumi.jp>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

- ・連結子会社の数 4 社
- ・連結子会社の名称 カワスミラボラトリーズタイランド（タイ）  
カワスミラボラトリーズアメリカ（アメリカ）  
ナムシントレーディング（タイ）  
川澄ブラテック株式会社

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した関連会社の数及び名称

- ・持分法適用の関連会社の数 1 社
- ・会社の名称 フレゼニウス川澄株式会社

#### ② 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社の決算日は12月31日であり、同社の決算日現在の計算書類を使用しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、ナムシントレーディング（タイ）の12月31日を除き、連結決算日と一致しております。なお、ナムシントレーディング（タイ）については、同社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行なっております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

- ・商品、製品、仕掛品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 及び原材料
- ・貯蔵品 主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法

ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び当社の佐伯新工場（血液バッグ生産工場）の生産設備、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

海外連結子会社は定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………15～38年

機械装置及び運搬具……………7～8年

工具器具備品……………2～6年

### ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法（主な耐用年数5年）

### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ハ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の連結会計年度から処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から処理することとしております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ のれんの償却に関する事項

5年間で均等償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

29,448百万円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

過年度法人税等戻入額

平成28年5月16日にタイ国の投資奨励事業に係る課税所得および欠損金の取扱いに関するタイ最高裁判所の判決が出されたことを受けて、平成28年3月期に追加税金費用の見積り額を未払法人税等として計上しました。その後、タイ国財務省より発行された通達に従って対応し、納付すべき税額が確定しましたが、確定した税額が平成28年3月期に見積り計上した未払法人税等の金額を下回っていたため、未払法人税等の一部を取崩し、過年度法人税等戻入額として計上しました。

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

22,948,003株

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 1,132,272株    | 160株         | 一株           | 1,132,432株   |

(注) 自己株式の株式数の増加160株は、単元未満株式の買取りによる増加160株であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                        | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 平成28年6月23日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 163         | 7.5         | 平成28年3月31日 | 平成28年6月24日 |
| 平成28年11月10日<br>取 締 役 会    | 普通株式  | 163         | 7.5         | 平成28年9月30日 | 平成28年12月5日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの  
平成29年6月22日開催の第60期定時株主総会において次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 218百万円
- ・1株当たり配当金額 10円00銭(普通配当7円50銭、記念配当2円50銭)
- ・基準日 平成29年3月31日
- ・効力発生日 平成29年6月23日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクや将来の為替変動によるリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行ないません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行なっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

また、営業債務は、流動性リスクにさらされていますが、当社グループでは、各社が資金繰表を作成する等の方法により管理しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行なっています。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

（単位：百万円）

|               | 連結貸借対照表<br>計上額(*) | 時価(*)   | 差額 |
|---------------|-------------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金    | 15,370            | 15,370  | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 6,475             | 6,475   | —  |
| (3) 投資有価証券    |                   |         |    |
| その他有価証券       | 3,193             | 3,193   | —  |
| 資産計           | 25,039            | 25,039  | —  |
| 支払手形及び買掛金     | (1,687)           | (1,687) | —  |
| 負債計           | (1,687)           | (1,687) | —  |

(\*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

なお、投資有価証券に関する事項については、「(注) 4. その他有価証券で時価のあるもの」をご参照ください。

負債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 722        |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|           | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-----------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金    | 15,370 | —           | —            | —    |
| 受取手形及び売掛金 | 6,475  | —           | —            | —    |
| 合計        | 21,846 | —           | —            | —    |

(注) 4. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

|                        | 種類  | 取得原価  | 連結貸借対照表<br>計上額 | 差額    |
|------------------------|-----|-------|----------------|-------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式  | 1,891 | 3,193          | 1,301 |
|                        | その他 | —     | —              | —     |
|                        | 小計  | 1,891 | 3,193          | 1,301 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式  | —     | —              | —     |
|                        | その他 | —     | —              | —     |
|                        | 小計  | —     | —              | —     |
| 合計                     |     | 1,891 | 3,193          | 1,301 |

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,730円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 51円16銭    |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、平成28年9月29日開催の取締役会決議に基づき、平成29年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である川澄ブラテック株式会社を吸収合併いたしました。

### (1) 取引の概要

#### ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称： 川澄ブラテック株式会社

事業の内容： 射出成形部品の製造および販売

#### ② 企業結合日

平成29年4月1日

#### ③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、川澄ブラテック株式会社を消滅会社とする吸収合併

#### ④ 結合後企業の名称

川澄化学工業株式会社

#### ⑤ その他取引の概要に関する事項

経営資源を集約し組織運営を一本化することにより、経営の効率化を図ることを目的とし、本吸収合併を行うものであります。

### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ

時価法

#### ③ 棚卸資産

・商品、製品、仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

及び原材料

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び佐伯新工場（血液バッグ生産工場）の生産設備、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・・・・・・・・15～38年

機械装置・・・・・・7～8年

工具器具備品・・・・2～6年

定額法（主な耐用年数5年）

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

#### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から処理することとしております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- |                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                 | 15,439百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。 |           |
| ① 短期金銭債権                           | 395百万円    |
| ② 短期金銭債務                           | 1,785百万円  |

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

##### ① 営業取引による取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 655百万円   |
| 仕入高        | 7,589百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 6百万円     |

##### ② 営業取引以外の取引による取引高

|           |        |
|-----------|--------|
| 受取配当金     | 40百万円  |
| 受取経営指導料   | 222百万円 |
| 受取家賃      | 41百万円  |
| その他の営業外収益 | 6百万円   |
| その他の営業外費用 | 6百万円   |

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,132,432株 |
|------|------------|

## 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：百万円）

（流動の部）

|           |     |
|-----------|-----|
| 繰延税金資産    |     |
| 未払事業税     | 10  |
| 賞与引当金     | 80  |
| 棚卸資産評価減   | 57  |
| その他       | 30  |
| 繰延税金資産小計  | 179 |
| 評価性引当額    | △3  |
| 繰延税金資産計   | 175 |
| 繰延税金資産の純額 | 175 |

（固定の部）

|              |     |
|--------------|-----|
| 繰延税金資産       |     |
| 減価償却費        | 25  |
| 退職給付引当金      | 293 |
| 減損損失         | 104 |
| その他          | 18  |
| 繰延税金資産小計     | 443 |
| 評価性引当額       | △73 |
| 繰延税金資産計      | 369 |
| 繰延税金負債       |     |
| 特別償却準備金      | 3   |
| その他有価証券評価差額金 | 398 |
| 繰延税金負債計      | 401 |
| 繰延税金負債の純額    | 32  |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 30.7% |
| （調整）                 |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 9.1   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △5.5  |
| 住民税均等割等              | 8.9   |
| 評価性引当額の増減額           | 14.6  |
| 試験研究費等の税額控除          | △1.4  |
| その他                  | △0.8  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 55.6% |

## 6. 退職給付関係に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

当社は複数事業主制度である東日本プラスチック工業厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度であり、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

なお、東日本プラスチック工業厚生年金基金は、平成27年2月19日開催の代議員会で解散の方針を決議し、平成29年3月1日付で厚生労働大臣の認可を得て解散し、現在清算中であります。現時点では、当基金の解散による追加負担額の発生は見込まれておりません。

### (2) 複数事業主制度

確定拠出と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金制度への要拠出額は、219百万円であります。

#### ① 複数事業主制度の直近の積立状況（平成28年3月31日現在）

|                               |                          |
|-------------------------------|--------------------------|
| 年金資産                          | 83,529百万円                |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 108,568百万円               |
| 差引額                           | <u><u>△25,038百万円</u></u> |

#### ② 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合（平成28年3月31日現在） 5.0%

#### ③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△30,876百万円、別途積立金6,281百万円、及び当年度不足金△443百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。

なお、上記②の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

### (3) 確定給付制度

#### ① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,085百万円               |
| 勤務費用        | 137百万円                 |
| 利息費用        | 22百万円                  |
| 数理計算上の差異発生額 | 48百万円                  |
| 退職給付の支払額    | <u>△189百万円</u>         |
| 退職給付債務の期末残高 | <u><u>2,104百万円</u></u> |

#### ② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| 年金資産の期首残高    | 1,028百万円               |
| 期待運用収益       | 20百万円                  |
| 数理計算上の差異の発生額 | 8百万円                   |
| 事業主からの拠出額    | 55百万円                  |
| 退職給付の支払額     | <u>△91百万円</u>          |
| 年金資産の期末残高    | <u><u>1,021百万円</u></u> |

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 1,099百万円  |
| 年金資産                | △1,021百万円 |
|                     | 77百万円     |
| 非積立型制度の退職給付債務       | 1,005百万円  |
| 未積立退職給付債務           | 1,083百万円  |
| 未認識数理計算上の差異         | △143百万円   |
| 未認識過去勤務費用           | 23百万円     |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 963百万円    |
| 退職給付引当金             | 963百万円    |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 963百万円    |

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 勤務費用            | 137百万円 |
| 利息費用            | 22百万円  |
| 期待運用収益          | △20百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 26百万円  |
| 過去勤務費用の費用処理額    | △5百万円  |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 160百万円 |

⑤ 年金資産に関する事項

ア. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

|          |       |
|----------|-------|
| 株式       | 23.8% |
| 債券       | 17.6  |
| 生命保険一般勘定 | 57.3  |
| その他      | 1.3   |
| 合計       | 100.0 |

イ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|           |      |
|-----------|------|
| 割引率       | 1.1% |
| 長期期待運用収益率 | 2.0% |
| 予想昇給率     | 3.0% |

(4) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、98百万円であります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

| 属性  | 会社等の名称                      | 資本金または出資金    | 事業の内容           | 議決権等の所有（被所有）割合       | 関係内容   |                           | 取引の内容                       | 取引金額<br>（百万円） | 科目   | 期末残高<br>（百万円） |
|-----|-----------------------------|--------------|-----------------|----------------------|--------|---------------------------|-----------------------------|---------------|------|---------------|
|     |                             |              |                 |                      | 役員の兼任等 | 事業上の関係                    |                             |               |      |               |
| 子会社 | カワスミラボ<br>トリーズタイ<br>ランド（タイ） | 235<br>百万バーツ | 医療機器・医<br>薬品の製造 | （所有）<br>直 接<br>99.5% | 2名     | 原材料の<br>販売及び<br>製品の購<br>入 | 原材料・製品<br>の購入               | 7,096         | 買掛金  | 1,718         |
|     |                             |              |                 |                      |        |                           | 注（1）<br>受取<br>経営指導料<br>注（2） | 222           | 未収入金 | 78            |

上記取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- （1）原材料・製品の購入価格その他の取引条件は、毎年度価格交渉の上、原材料・製品の実勢価格を勘案し決定しております。
- （2）受取経営指導料は、売上高の一定の割合で契約に基づき決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- （1）1株当たり純資産額 1,379円66銭
- （2）1株当たり当期純利益 5円79銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年9月29日開催の取締役会決議に基づき、平成29年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である川澄ブラテック株式会社を吸収合併いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 7. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。